

明石市一般廃棄物処理施設整備基金条例

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の整備の費用に充てるため、明石市一般廃棄物処理施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、明石クリーンセンターにおけるごみ焼却により発電した電力のうちの余剰分の売却収入及び大規模太陽光発電事業により得られる収入の一部とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、一般廃棄物処理施設を整備するための財源に充てる場合に限り、予算に計上して、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。